

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 法人印規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の法人印の種類、保管、使用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人印の種類等)

第2条 法人印の種類、名称、寸法及び管理者並びに管守者は、別表のとおりとする。

(法人印の新調及び廃止)

第3条 法人印の管理者は、法人印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(法人印の登録又は抹消)

第4条 事務局長は、法人印簿を備え、前条の届けがあったときはこれを登録し、又は抹消し、当該登録又は、抹消した期日を当該管守者に通知しなければならない。

2 法人印は、法人印簿に登録を受けた後でなければ使用してはならない。

(法人印の使用)

第5条 法人印は、正規の勤務時間内において使用しなければならない。ただし、勤務時間外に使用することについて、あらかじめ承認を与えた場合はこの限りでない。

2 法人印は、押印すべき文書を原議又は証拠書類と照合審査し、相違がないことを確認して管守者の前面において、法人印使用簿に所定事項を記入の上押印しなければならない。

3 法人印の持出の必要があるときは、その内容を明示し、管守者の許可を受けなければならない。

(廃止した法人印の保存)

第6条 法人印の管守者は、法人印を改刻又は廃止したときは、不要となった法人印を速やかに事務局長に引き継がなければならない。

(法人印の事故届)

第7条 法人印の管守者は、その管理する法人印について、事故が生じたときは、ただちにその旨、事務局長を経て会長に届けなければならない。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

別表 (法人印の種類等)

法人印の種類、名称、寸法及び管理者と管守者

法人印の種類及び名称		寸法	管理者	管守者
法人印	社会福祉法人酒田市 社会福祉協議会印	方21ミリ	事務局長	総務課長
職 印	社会福祉法人酒田市 社会福祉協議会会長印	方21ミリ		
	酒田市社会福祉協議会 事務局長印	方30ミリ		
	酒田市社会福祉協議会 事務局長印	方21ミリ		
	酒田市デイサービス センターいずみ所長印	方18ミリ		
	酒田市デイサービス センター松山所長印	方18ミリ		
	酒田市地域包括支援 センターにいだ所長印	方18ミリ		
支 部 印	酒田市社会福祉協議会 八幡支部印	方18ミリ		地域福祉課長
	酒田市社会福祉協議会 松山支部印	方18ミリ		
	酒田市社会福祉協議会 平田支部印	方18ミリ		